

告示

埼玉県告示第千七百七十五号

平成三十年埼玉県告示第八百三十四号（埼玉県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、別表第一に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成三十年七月五日から同年十一月二十六日までの間に到来するものについては、同年十一月二十七日とし、別表第二に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについて、その期限が同年七月五日から同年十二月二十四日までの間に到来するものについては、同年十二月二十五日とする。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

別表第一

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

別表第二

都道府県名	指定地域
岡山県	倉敷市真備町